



# とうべつ議会だより

## おもな内容

- ▶ 第7回定例会議案審議 ..... 2~3
- ▶ 第8回臨時会 ..... 3
- ▶ 第9回臨時会 ..... 3
- ▶ 一般質問 ..... 4~10
- ▶ 請願・陳情 ..... 11
- ▶ 委員会報告書 ..... 11
- ▶ 各委員会所管事務調査 ..... 12~13
- ▶ 議会のうごき ..... 14



# 請負契約案を可決!!

## 第7回定例会



- 教育委員会委員の任命  
任期満了に伴い宮浦俊英氏  
を再任する提案がされ、原案  
同意されました。
- 石狩町との境界決定  
境界のうち判明していない  
高岡地区の一部(総面積約五・  
四km<sup>2</sup>、境界線延長約十三km)  
について境界決定することを  
原案可決しました。
- 平成七年度当別町一般会計  
補正予算
- 平成七年度春日団地建替工  
事(建築主体工事)その一  
請負契約

- 町道スウェーデン大通線道  
路改良工事(その二)請負  
契約  
工事請負契約を締結する提  
案がされ原案可決しました。  
○ 方法 指名競争入札  
○ 金額 二億七千二百四十三  
万五千円  
○ 相手方 泰進・札建・後藤  
経常建設共同企業体
- 平成七年度春日団地建替工  
事(建築主体工事)その二  
請負契約  
工事請負契約を締結する提  
案がされ原案可決しました。  
○ 方法 指名競争入札  
○ 金額 四億五百八十二万円  
○ 相手方 シゲハラ・辻野経  
常建設共同企業体
- 平成七年度春日団地建替工  
事(給排水衛生設備工事)  
その二請負契約  
工事請負契約を締結する提  
案がされ原案可決しました。  
○ 方法 指名競争入札  
○ 金額 六千七百九十八万円  
○ 相手方 シゲハラ・辻野経  
常建設共同企業体

## 全議員による石狩町境界 現地確認



第七回定例会は九月十八日招集され、会期を五日間と決定し、議案十七件を慎重に審議し、いずれも原案どおり同意・可決され、認定二件については特別委員会が設置され、審査付託となり、二十二日一般質問に入り閉会した。

尚、九月十九日、本会議の平成七年度春日団地建替工事(建築主体工事)その一請負契約、議案審議で泉亭議員より落札した泰進・札建、後藤経常建設共同企業体のジョイントは、任意に組まれたものでなく、町に頼まれ組んだものと発議があり、請負契約四議案が議長預りとなつた。

九月二十一日、本会議において、町長

は重大な発言と受け止め、関係各社に事情聴取をした結果、そのような事実はないことを確認した等の答弁を受け、同議員より「相手方の真意を十分理解しないで発言したもので、発言部分の削除方をよろしくお願ひしたい。長時間、議会並びに理事者に対し多大な迷惑をかけ、深く反省し詫びする」と陳謝文を読み上げ、全会一致で了承された。

また、議長より泉亭議員に今後、発言する場合には、十分留意するよう厳重注意がされると共に、「町長部局に対し行政執行に当たり、町民に疑念を持たれるような执行は、十分注意をしながら努められたい」とありました。

- 平成七年度春日団地建替工事(建築主体工事)その二請負契約  
工事請負契約を締結する提  
案がされ原案可決しました。  
○ 方法 指名競争入札  
○ 金額 二億七千二百四十三  
万五千円  
○ 相手方 泰進・札建・後藤  
経常建設共同企業体
- 平成七年度春日団地建替工事(給排水衛生設備工事)  
その二請負契約  
工事請負契約を締結する提  
案がされ原案可決しました。  
○ 方法 指名競争入札  
○ 金額 四億五百八十二万円  
○ 相手方 シゲハラ・辻野経  
常建設共同企業体

- 平成七年度春日団地建替工事(建築主体工事)その一  
請負契約  
工事請負契約を締結する提  
案がされ原案可決しました。  
○ 方法 指名競争入札  
○ 金額 六千七百九十八万円  
○ 相手方 シゲハラ・辻野経  
常建設共同企業体



## 教育委員に 宮浦俊英氏を再任

教育委員宮浦俊英氏は、十月五日をもって任期満了となるので、再任について町長より提案があり、議会は満場一致で同意しました。

(七十四歳)

## 議案審議

# 春日岡地建替 など18議案

- 相手方 大栄・田中経常建設共同企業体
- 太美地区浄化槽設置工事請負契約

- 工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。
- 方法 指名競争入札
- 金額 七千五百四十九万九千円

- 相手方 北成建設株式会社
- 当別町道路線認定

- 町道路線を認定する提案がされ原案可決しました。

- 南町西三丁目線
- 末広八号線

- 平成七年度当別町国民健康保険特別会計補正予算

- 保健給付費など千五十二万九千円を増額し、歳入歳出予算総額が十四億千四百五十二万九千円になりました。

- 平成七年度当別町下水道事業特別会計補正予算

- 平成七年度当別町下水道事

- 平成七年度当別町水道事業会計補正予算
- 会計補正予算
- 会計繰越金の増額に伴い、一般会計繰入金を減額するもので総額は変更せず、歳入歳出予算総額を一億八千百万円としました。

- 平成七年度当別町水道事業会計補正予算

- 収益的支出において固定資産除却費を増額し、資本的収入において、企業債、一般会計繰入金、工事負担金、開発分担金を増額し、同支出において工事請負費を増額しました。

- 平成六年度当別町歳入歳出決算認定

- 吾妻代表監査委員より監査状況及び監査意見が述べられ議会は議員全員を委員とする特別委員会を設置し、審査することに決定しました。

- ※平成六年度各会計決算審査特別委員会
- 委員長 柏樹 正議員
- 副委員長 竹田和雄議員
- 平成六年度当別町水道事業会計決算認定

- 吾妻代表監査委員より監査状況及び監査意見が述べられました。
- 教育委員宮浦俊英氏は、十月五日をもって任期満了となるので、再任について町長より提案があり、議会は満場一致で同意しました。

- 議会は平成六年度各会計決算審査特別委員会に審査付託しました。
- 人権擁護委員の候補者の推せん

- 任期満了に伴い宮永美代子氏を候補者として推せんされました。提案され原案同意されました。
- 人権擁護委員の候補者の推せん

- 人権擁護委員の候補者の推せん

- 人権擁護委員の候補者の推せん

- 任期満了に伴い神田光男氏を候補者として推せんしたい旨、提案され原案同意されました。
- フランス・中国の核実験中止といかかる国の核実験にも反対する意見書

- （議員提案）
- ※可決（満場一致）  
(意見書提出)

## 第八回臨時会

H7・10・9

## 第九回臨時会

H7・11・10

- 平成七年度当別町一般会計補正予算
- 十四線舗装新設工事、スウェーデン大通線道路改良工事、西当別小学校校舎増築工事実施設計委託料などを三千四百六十六万円を増額し、歳入歳出予算総額が百十二億九千七百十七万四千円になりました。

- 平成七年度当別町一般会計補正予算
- 十四線舗装新設工事、スウェーデン大通線道路改良工事、西当別小学校校舎増築工事、西当別小学校校舎増築工事実施設計委託料などを三千四百六十六万円を増額し、歳入歳出予算総額が百十二億九千七百十七万四千円になりました。

# 用途地域見直し計画で 町の目指すまちづくりは?



島田 裕司 議員

## 第7回定例会

四議員が用途地域指定、町の土地利用計画、町長の政治姿勢、農業行政、民生行政などについて町長の見解をただしました。



## 一般質問

問 本通り橋新設工事の目的等は  
答 本通り橋新設工事は、臨時地方整備事業の二億五千萬円の工費で、平成七年から九年の三年計画で全額起債により実施することであるが、この事業は第三次総合計画にない事業であり、計画時期、目的、また計画に至るまでにどのような請願、陳情があつたかお伺いしたい。

町長 昭和六十三年七月、本通り振興会、万代町五番街、銀座中心街、泉町三番街、大町商店街の五団体から陳情書が提出され、事業化への検討を進めていたところであり、この橋はわかりづらいと言わ

問 本通り橋の設計幅員等は  
答 本通り橋とは整合性を持たせながら設計し、区画整理区域の中に行き止まりの道路があつてはならぬとの認識であるが、本通り橋の設計幅員とこの橋に接続する道路の幅員についてお伺いしたい。

町長 本通りは車道五・五m、歩道一・五m、橋梁は、車道五・五m、路側帯一・二五m、歩道

問 町長は区画整理事業と本通り橋とは整合性を持たせながら設計し、区画整理区域の中に行き止まりの道路があつてはならぬとの認識であるが、本通り橋の設計幅員とこの橋に接続する道路の幅員についてお伺いしたい。

町長 本通りは車道五・五m、歩道一・五m、橋梁は、車道五・五m、路側帯一・二五m、歩道

問 北栄通り整備事業に伴う園生橋とその付近の整備を早急に進めることを要望するが計画が進んでいれば、その状況をお伺いしたい。

町長 西部地区が用途地域の指定がなされていない地区の建築物がどこの位置に建つて

れる市街地道路網改善と市街地商店街振興に資するため、地地道整備の一環として計画したものである。

問 平成七年八月八日の説明会は、工事予算も設計も決

正に伴い、用途地域の種類が八種類から十二種類に細分化されれた事による、見直し計画の西

部地域説明会では、都市計画事業を実施したいので用途指定をさせて欲しいとの具体性に乏しい説明があるだけだった。

町長 園生橋の架け換え計画は、北栄通りの整備により、建設開通に伴い、交通量も増え、安全性に問題があるとして、既存道路の車道、歩道の幅や、冬季間の歩道除雪等で地元町内会、育成会も反対の意向と伺っている。その点の説明内容をお伺いしたい。

町長 園生橋の架け換え計画は、北栄通りの整備により、建設開通に伴い、交通量も増え、安全性に問題があるとして、既存道路の車道、歩道の幅や、冬季間の歩道除雪等で地元町内会、育成会も反対の意向と伺っている。その点の説明内容をお伺いしたい。

町長 園生橋の架け換え計画は、北栄通りの整備により、建設開通に伴い、交通量も増え、安全性に問題があるとして、既存道路の車道、歩道の幅や、冬季間の歩道除雪等で地元町内会、育成会も反対の意向と伺っている。その点の説明内容をお伺いしたい。

町長 園生橋の架け換え計画は、北栄通りの整備により、建設開通に伴い、交通量も増え、安全性に問題があるとして、既存道路の車道、歩道の幅や、冬季間の歩道除雪等で地元町内会、育成会も反対の意向と伺っている。その点の説明内容をお伺いしたい。

町長 園生橋の架け換え計画は、北栄通りの整備により、建設開通に伴い、交通量も増え、安全性に問題があるとして、既存道路の車道、歩道の幅や、冬季間の歩道除雪等で地元町内会、育成会も反対の意向と伺っている。その点の説明内容をお伺いしたい。

の人口増が著しいため、このまま放つておくと、種々の建物が無計画に混在し、生活環境が悪化し、住みにくく、不便な市街地形成が予想されるもので、この指定は第三次総合計画に位置づけられており、指定がなされると、不足している都市施設の整備が図られ、今後予想される人口増加による西部地区の拡大に対応出来る計画的な事業化を目指すものである。

#### 既用途地域についての説明は

問 法改正により特に住居系の地域は三種類から七種類と細分化しており、合わせて建築基準法の改正もあるので、従来の用途指定地域で規則の変更ある地域については、どのような説明を考えているかお伺いしたい。

町長 拡大部分の説明を行い理解を頂いた後に、既用途指定部分の十二種類の細分化への理解を頂こうと考えていたが、当初予定より遅れている実態で西当別地区における、二回目の説明会と同時期に既指定部分三二五haの関係地への説明会を開催したいと考えているところである。

問 西部地区を五回に分けた説明会では、町長自身一度も

問 都市計画法第十八条の二第一項は、「市町村は基本構想並びに整備、開発または保全の方針に則してマスター・プラン」を定めることになつていて、第三次総合計画の見直し

出席されず大変残念に思つてゐる。今後は町長も自ら積極的に説明に当たる姿勢を町民に示して頂けるよう要望したい。答弁は不要である。

#### マスター・プラン策定を早急に

問 都市計画法第十八条の二第一項は、「市町村は基本構想並びに整備、開発または保全の方針に則してマスター・プラン」を定めることになつていて、第三次総合計画の見直し

町長 マスター・プランの策定内容については、町の上位計画に基づき都市計画区域の将来の土地利用計画等、検討項目が多種、多岐に亘つており、作成に必ず住民の意見を反映

させられる措置を講じるものとされている。

この為、策定には相当時間が必要とのことから、次回の見直し時まで、できるだけ策定することの指導を北海道から受けており、今回の見直しに関して、他市町でも策定せず、新用途指定を実施している状況なのでご理解願いたい。

歩車道セットの除雪体制等を定めることが必要となるが、この為、策定には相当時間が必要とのことから、次回の見直し時まで、できるだけ策定することの指導を北海道から受けており、今回の見直しに関して、他市町でも策定せず、新用途指定を実施している状況なのでご理解願いたい。



問 除雪体制について、近年建設されたJR団地、いこいの野団地、キヨウエイ団地、スタートライト団地など新興住宅地域では、認定されていない排雪路線があり、通勤、通学路の除雪作業に苦労したと言う話も伺つており、必要な路線については、車道と歩道も含めた除雪路線をセットにした体制で民間委託した方が、きめ細やかな除雪が出来ると考えるものである。

ある町内会では、別会計で費用を徴収し除雪に充てたいと計画しているところもあり、町の助成制度の検討と、近隣市町村で地域住民と行政が協力し、除雪に取り組んでいる実例があればお伺いしたい。

町長 近年の人口増加に伴い、除雪に対する要望も多様化しており、開発行為により、造成された団地内排雪も課題となつていて、町有機械で直當排雪するには限界があり、民間機械の借り上げで対応しているが、ご提言頂いた歩車道セットの除雪方法や、住民参加の除雪も検討課題と考えている。

札幌市、江別市、岩見沢市等で既に住民参加の除雪制度を取り入れており、江別市では、自治会主体となり自主的に地区内除雪する作業について、運搬車輛を貸与して市民が援助し、積み込み機械は地域自治会が用意すると言う制度になっている。

問 西当別地区の町立幼稚園スクールバス停留所増設の件での予算審議答弁で、来年度に向け前向きに検討して行くことであるが、父母や地域から強い要望がある事を申し添え早急に実現して頂けるよう、確認する意味でお伺いしたい。

教育長 現在の停留所に幼稚園があると仮定して、停留所までの送迎は保護者の方に行つて頂くことを原則に協力して参りたいと存じており、予算審議の中で頂いたご意見について、今後、教育委員会で検討して参りたい。

## 用途指定に関する まちづくりの構想案は



泉亭 俊彦 議員

問 本町の行政区域の内、一七、〇〇〇haの農業振興地域が指定されてから、二十年の歳月が経過しているが、農用地利用事業についての各計画は具体的にどのようなものを進めておられるかお伺いしたい。

**町長** 国営かんがい排水事業を初め、二十六地区において土地基盤整備事業を実施しているところであり、各種事業の導入により、施設整備の推進を図っているが、今後も担い手育成基盤整備事業等生産者がより効率的な生産活動が実施できるよう、生産者、関係機関等十分協議し、農業生産基盤確立の積極的な推進を図つて参りたい。

### 企業誘致等の手順は

問 第三次総合計画で、工業用地の位置づけをしており、調査費等の予算化は承知しているが、現在、企業誘致等に

従業員数を想定している。  
また、予定地内の土地利用  
計画も、国道三三七号、二七  
五号の今後の計画を踏まえ、  
道路、緑地等を計画し、その  
他課題点等を整理しており、  
今年度は、関係部局との調整  
検討を実施しているところ  
で、現時点での企業誘致の対  
応はしていない現状である。  
レクリエーション的用地の

について具体的にどんな手順で、時期的にどのような見通しが立つかお伺いしたい。  
**町長** 平成五年度で工業団地予定地地形測量委託、平成六年度は工業団地基本構想策定業務を実施した。  
構想をまとめる上で、全道札幌圏の工業立地動向等を把握し、本町現状の中で工業団地の必要性と目標を定め、性格づけとフレームを検討し、

問 河川敷地、公園、丘陵部、山間部のレクリエーション基  
地的な土地利用計画を、第三次総合計画で位置づけしている。  
町のレクリエーション的用地の利用計画は、現在どんな見通しがあるかお伺いしたい。

都市計画法の手順に従い、  
住民の声を反映させることは  
重要であり、まちづくりの将  
来について根拠があると思う  
ので、構想案を是非、示して  
頂きたい。

町長　皆様の総意で策定された第三次総合計画を基本として、総合的な土地利用の推進から、西部地域の住宅地は、スウェーデンヒルズとの連携を目的としており、その方針に沿った指定区域と考えてある。

太美駅を中心としたまちづくりを

問 説明会での住民意見のほ  
とんどは、太美駅を中心とした  
等距離で広がつて行く、まちづ  
くりを期待しており、住民の東

100

#### 用途指定計画の考え方と審査手順



また、マスター・プランの策定は、住民や土地所有者の意向が計画内容に反映されるような措置を講ずることになつたが、この度の指定がえは北海道主催の説明会で、次回の見直しまでは策定するようとの指導であり、策定はしていらないものである。

**町長**　近年の西部地域の社会情勢変化を考察すると、現状での総合計画を見直す必要性も将来発生することが予想され、その際、また地域の皆様方の意見等を頂き、この地域にふさわしい市街地形成の区域設定をさせて頂くことになると思われる。

を計画に取り入れる考えを持たなければならぬと思う。また、島田議員の質問にもあつたように、都市計画法第十八条二、第一項の「市町村は地区レベルの整備課題を明らかにした、マスター・プランを定めること」になつております。その点、北海道の指導で次の見直し時まで策定すると言つて、先程の答弁は、理解出来かねるものである。

その指導文書があれば、お見せ頂きたい。

願っている。そう言つた会合に町長自ら一回も出席しないことは残念である。町民の意見を本当に聞こうとする考があるのかどうか、町長のまづくりの意気込みを示す意味で答弁願いたい。

**町長** 私自身、説明会の報告を受けており、マスター・プランを示す中から、用途指定すべき意見が強いことは承知しているが、用途指定させて頂き、都市計画事業の位置づけと、住民の皆様の意見、提言を取り入れながらマスター・プランをまとめて行く手法を取らざるを得ない実態である。

また、第三次総合計画の見直し後、用途指定すべきとの発議もあるが、再度の説明会を開催し、提言にお答えさせて頂きたい。

次回の説明会においても、助役を中心に出席させ、最終的に私自身が判断し、都市計画審議会にお諮りをし、議会にも報告する考えであるが、都合のつく限り出席するよう努力して参りたい。

#### 規制内容の事務的説明を

問 第一種居住専用地域、例えば北栄町、西町周辺、太美ではスタートレイトは、独立した車庫や事務所は建てられな

いと表記してあるが、用途地域変更を今回する地域全町民に、事務的なこととして説明することは極めて大事であり、早急に実施すべきである。見解をお伺いしたい。

**町長** 第一種低層住居専用地域では、住宅に付随する車庫は、建ぺい率、容積率の範囲内で建築が可能であり、事務所は単独では建てられないが、住宅兼用で、床面積五〇m<sup>2</sup>以下であれば建築可能なので、今後は更に詳細説明して参りたい。

問 今回の用途地域の指定にスターライトが入っているが、都市計画法の規制の中で住宅地として、出来上がつておらず、宅地業者も自主的に第一種住宅並みの規制をして売買契約している。そう言つたところに用途指定が何故必要か、地域住民大半の疑問であるので、明確な答弁を賜りたい。

**町長** 現状のまち並みは、ご発議のとおりであるが、この地区だけでなく、当別町の都市計画の観点に立ち、本町並びに西部地域の現状住宅地の維持、保護そして新住宅地の計画的な誘導と言う考えを基本としているので、ご理解賜りたい。

問 官官接待の是非は

問 連日新聞紙上にぎわしている官官接待の必要性を、北海道知事が是認するような発言をしたことが、大きな問題となつてている。

日本人の通例として、たまたま食事時期にお出になられた時に食事を共にする。それが即、官官接待につながるとは考えていいが、当別町の実態はどうなつていてか。私はないだろと理解をしているが、その是非について見解をお伺いしたい。

問 第一種居住専用地域、例

問 既に第三次総合計画の半ばを来年度迎えようとしているが、計画達成の中で既に矛盾が生じて來ている。

例えれば、太美の人口増は当時の想定をはるかに越え、幼稚園の必要性、学校の狭隘、道路網等が必ずしも人口増加についていないことで、議論が発生していると思つていて。こうした想像を越えた密度と人口増が、この本町でも西当別地域でも必ず矛盾を激化させて來ると考えている。

## 第3次総合計画の見直し時期は



堀 梅治 議員

**町長** 地方公共団体の食糧費等のあり方が問題になつており、こうした支出について、それが公費をもつて賄われてることを強く認識し、いやしくも社会的な批判を招くことのないよう厳しく、節度ある対応を図り、その執行には厳正を期して参りたい。

#### 企業ぐるみ選挙の見解は

問 今、企業献金をめぐり、大変な問題として国民の批判にさらされているが、この当別でも二年前の町長選挙で、企業が別途総ぐるみで町長選挙を行つたと言ふ経緯に学んで、一部の業者を除き、以後是正され

ていると私は理解をしている。入札の問題についても、町長は公正・清潔を貫き指名を

していると考へていて、現時点での原則的な「企業ぐるみ選挙の是非」について、見解を賜りたい。

問 既に第三次総合計画の半ばを来年度迎えようとしているが、計画達成の中で既に矛盾が生じて來ている。

町長 昭和四十八年に、元町長近藤辰雄氏以来、名譽町民は出ていないが、小職も検討

時期に來ていると考へていて。

一方、名譽町民を推せんす

ることは、議会の同意も必要

であります。慎重を期すべきと考へており、出来るだけ早い時

期に判断して参りたい。

問 既に第三次総合計画の半

ばを来年度迎えようとしているが、計画達成の中で既に矛

盾が生じて來ている。

問 既に第三次総合計画の半

ばを来年度迎えようとしているが、計画達成の中で既に矛

盾が生じて來ている。

町長 現行の法律に基づく選挙制度は、議会制民主主義の根幹をなすものであり、いかなる選挙も常に清潔、公平で公明に執行されていると確信しているが、ご指摘の事実があつたとすれば、まことに残念で、遺憾であると考えている。

私の政治姿勢は當選以来、変わることなく、今後とも公

平、公正の姿勢を持ち続けて参りたい。

問 近藤辰雄氏以後、名譽町民に該当する人は当別にいな

いのかと一昨年の暮れにお伺

いしたが、当時、町長は当別

の有無について慎重に対応し

たいとのことであった。

## ちょっと休憩

### 開会及び議決

議会は、議員定数の半数以上の者が出席した時に開会することが出来ます。

議会は法律及び会議規則の定めに従って進められますが、議決は民主主義の多数決の原則が適用され、原則として出席議員の過半数によって可否を決定します。

賛成する者と反対する者とが同数の場合は、議長にいずれかに決定する権限が与えられています。議会に於ては、一度可否が決定された議案は、その会期の間は再び審議をして議決することは出来ません。(これを「一事不再議の原則」と言います)。また、一つの会期の間は議会は一つの議会として続いているが、一度閉会しますと、次に召集を受けて開かれる議会は全く別の議会と考えられ、その間のつながりはないものとされています。(これを「会期不継続の原則」と言います)。

そこで、手づくりのまち、当別の特徴は町民参加の中で計画を練り上げ、抑制ではなく適正に施設や環境の整備と合わせ、人口増を図っていく。これが、百二十四年の歴史の中で農業と調和のとれたまちづくりを進めて行く基本と考

えるので、人口見直し時期を明確にお答え頂きたい。また、既に宅地化が予想され、農地転用し開発計画が立てられているものを整理すれば、明年の人口予想はあらかじめつくものと思う。

差し当たりの計画と対応につ

### 土地改良事業の支援は

初め、社会環境の整備、見直しは早急にしなければならなく、住民の意見・要望を頂く中から人口も含めた、第三次総合計画の見直しを平成八年より体制づくりを始め、着手したいと考えている。



パッカー車によるごみ回収作業

いても答弁頂きたい。

問 新食糧法が十一月から始まる状況の中、農業・農村は大変な時代を迎えており、各々が土地改良事業を実施しなければならないと言う苦しみを抱えている。

の為、単に事業用や一般家庭ごみの有料化を考えるのではなく、諸制度を設け減量に見

想定した為、増加期は平成八年以降目標年次までと後半に増加の予想をしたものであるが、開発行為等の着手が早く微増期を予定していた平成五年から本年まで著しい増加があり、現在の人口となつてゐる。また、平成八年の予想は八百人程度としているが、転入者の年齢構成等を考える時、幼稚園・学校などの問題

種施策の中で自治体に援助し、自治体を通じ、土地改良事業の制度を設けていますが、これらの制度と合せ、町でも大海に水一滴でも援助を強化する考えがあるか、また、十二月、十二月に向け、新食糧法に対応する要求が全道的、全国的に大運動が展開されようとしているが、それらに対する予算的援助その他も含め、して頂けるかどうかも、お尋ねしたい。

問 新食糧法が十一月から始まる状況の中、農業・農村は大変な時代を迎えており、各々が土地改良事業を実施しなければならないと言う苦しみを抱えている。当別でも、今までいろいろ減量化の施策を実施し、成果を上げており、北石狩衛生施設組合の構成町村の中で先進的役割を果していることは承知しているが、尚一層のごみ減量化のリサイクル運動について、諸団体に対する援助等も含め、努力すべきと考えるので、町長の見解をお伺いしたい。

問 新食糧法の施行に伴い、非常に厳しい環境にあると受けとめており、土地改良事業など、農業・農村整備事業を推進しているが、国、道の補助に加え、町の支援を検討して参りたいと考えている。また、食糧法改正に伴う各種要請活動に対しても、関係機関、団体と協議し、出来るだけの対応をして参りたい。

問 先日、研修に参加した会津若松市では、ごみの減量化

対する支援についても、検討して参りたい。

# 生活環境保全の為 合併浄化槽の導入を



村上 弘志 議員

街路灯・防犯灯に関する窓口一本化を

問 自然発生的に拡大されて

いる住宅地域・既存の住宅地域は、町内会から町に街路灯、防犯灯の要望が出されているが、そこは私道、町道、道道国道のそれぞれの条件があり即住民要望に応えられない事情も理解する。

しかし、要望が出され既に三年以上も経過し、今、まだ実現していない苦情も聞かれ訳である。こうした住民の期待に応える行政機構が、総務、民生、建設等ばらばらであり、窓口をしつかり確立すべきと考えるが、現状の対応についてご答弁願いたい。

町長 町内会区域の防犯灯、街路灯設置及び照明は総務部、交通安全対策上で町道、国道に街路灯の設置等は建設部・商店街振興等に関

わる街路灯、照明は経済部となつており、助成する目的、内容も異なり、窓口の一本化は難しい問題もあるが、町内会等の要望に早期に応える手

法を今後、検討課題としたい。

問 町内会管理の防犯灯が、故障や球切れが多く発生するが、町内会により役員の高齢化等自分達で対処出来ないと

言ふ訴えもある。

住民課が対応し、専門業者に修理を要請する、費用も町

が負担すべき時期と思うので見解を賜りたい。

町長 町の条例、規則に基づき助成しているところである

が、故障・球切れ等の修理代は、町内会等の協力を頂いて

いるものである。

び商店街振興が町の発展に寄与する目的を持つた街路灯の新設、維持費に対し一定の助成をしており、本町の意図す

るところを理解頂くと共に、町内会等にも一定の負担をお願いしながら町民一体となつて、明るいまちづくりの実現に努力したい。

尚、ご発議については、今後の検討課題としたい。

問 市街地周辺ほど町内会館が不足しており、会館建設の要望が高まっている。これまで、町内会館建設の手法として、市街地周辺以外の

町内会には、建設予定地を町に寄附採納させ、体制が整つたところから建設する。

一方、市街地周辺では、町内会が建設予定地を探して、予定地の地主の了解を得て、町に建設要望が出され、町は賃貸契約をもつて建設する。

こうした手法は、一方で寄附、他方で賃貸契約であり、公平の原則に反するものと考える。

また、町の対応は、駐車場及び舗装等周辺整備、調度品は町内会で取りそろえる方針と伺っており、各戸に多額の寄附を要請していることも事実である。周辺整備を初め最低必要な調度品は、町が配すべきものと考へるので町長の見解を賜りたい。

町長 建設用地は町有地に建設して来たが、適地がない場合は地元の意向を尊重しながら用地の寄附を受けることを基本に建設に取り組んで来たところであるが、市街地及び周辺は地価の関係もあり、寄附に多大な地元負担となることから、借地により対応して来たところである。

町事業として建設の建築と外構の整地を行い、駐車場の舗装等の周辺整備、調度品等の備品は地元町内会で対応頂いている。

建設の設備についても、逐次改善を図つて来ているが、これまで建設して来た町内会の地元負担との均衡を図り、今後ににおいても、従前どおり、用地を確保しながら取り組んで参りたい。

問 東町団地を初めとする団地周辺の雨水対策について、今後の夏は長雨が続き、団地周辺は、特に道路、住宅周辺は雨水が抜け切らず、多くの住民からの苦情が多くあつた。団地周辺の雨水対策が十分でないところに原因があり、町内各団地を総点検し、計画的整備計画を立て、抜本的な整備を考えるべきと考えるので、町長の見解をお伺いしたい。

町長 当別町営住宅管理条例では、ふすまや畳の張り替え等軽微な修繕は入居者の負担となつており、室内塗装については、入居者の補完義務と規定されている。

問 団地周辺の雨水対策について、今後も長雨が続くことから、ご指摘の件は財政的に難しい問題だが、今後の検討課題としたい。

町長 当別町営住宅管理条例では、ふすまや畳の張り替え等軽微な修繕は入居者の負担となつており、室内塗装については、入居者の補完義務と規定されている。

戸に達することから、ご指摘の件は財政的に難しい問題だが、今後の検討課題としたい。

問 合併浄化槽について、平成六年三月議会で下水道処理区野外について積極的に取り組むべきではないかと質問したが、その後内部の政策調整会議での検討、あるいは都市計画審議会の諮問等を行つたこ

## 合併浄化槽導入のスケジュールを

問 合併浄化槽について、平成六年三月議会で下水道処理区野外について積極的に取り組むべきではないかと質問したが、その後内部の政策調整会議での検討、あるいは都市計画審議会の諮問等を行つたこ

とがあるか、また、合併浄化槽整備事業は、平成六年十月厚生省が各都道府県に対し、都道府県に積極的な導入を図るよう通達を出ししているところである。これを受け北海道として国基準に上乗せした要綱を既に作成し、道内では二七町村が事業導入を図っていると言われている。

本町としても平成八年度以降の導入に向け、具体的なスケジュールを検討して頂きたいたと思うので、町長の見解をお伺いしたい。

町長 今後、処理区域の検討を行い、合併浄化槽地区を定めなければならることになる。所管課での協議はしているが、まだ政策調整会議等での検討はしていないが導入計画については、道の指導を得ながら、政策調整会議で速やかに検討させ、導入計画を致したい。

#### 私道の町道編入を

問 六月定例会提出資料の市街地周辺道路分布図に、私道が驚くほど存在し、町道整備の足かせになっている原因と思われ、一日も早く町道編入し、整備すべきものと考えるが、私道に関する地主に対し、町はこれまでどのような指導

をして来たか、お伺いしたい。

**町長 昭和五十年の都市計画決定後の私道で「道の位置指定」に当つては、行き止まりにならない等の町道認定可能な方法で指導を行つてあるが、地権者の都合等により認定基準に該当しない方法で、造成も相当数行われている現状である。都市計画決定以前からの私道は、土地の寄附や幅員の関係で町道認定出来ない状況であるが、交通安全等の観点から適正な幅員は確保しなければならないし、現道部分の土地を有償で取得することは、既に認定済みの道路における私有地の地権者の関係もあり、難しい問題であるが、今後の研究課題として検討したい。**

#### 水利権の更新手続きを

問 昭和四十五年減反政策においては、道の指導を得ながら、限切れのまま放置している箇所も多数あると思うが、町は把握をしているか。

また、水利権の確保は、国これら河川に関わる手続き等、大変複雑で、町に早急な手続きを要請しているところもある。これらの経過も含め、いつまでに完了出来るかお伺いしたい。

**町長 昭和四十年代に北海道より未整備水利権を整備する指導があり、関係機関や水利権者に調査と整備のお願いをして来たところだが、このころより、関係機関に属さない水利組合からの要望で、町が代行し手続きを行つてている。現在、町内に七三地区の水利権があり、内、五七地区は関係機関が手続きし、一六地区を町が手続きを行つてている。**

問 本町の観光行政は、ファミリー農園、夏至祭、阿蘇雪の祭典等々実施しているが、これらイベントの実施主体が圧倒的に町職員が主体となり、休日を返上し奉仕している現状にある。しかし、一部住民から、本来の業務を犠牲にしてまで行うのは行き過ぎでないかと言う声も聞かれ、

町民的イベントは、観光協会も一翼を担つてゐるが、町内会、婦人団体、老人クラブ等々会方式で進め、町民全体で作り上げる行事と考へるので、

町長の見解を賜りたい。

**町長 ご案内のとおり、本町のイベントは、各主催者が各団体のご協力により実施されており、更に、主催者及び協賛団体の輪を広げ、町民はもとより町外の参加者にも広く楽しめるイベント作りに努めるべきと考えている。**

#### 複合型加工センターを

問 本道二一二市町村に一村一品運動が提唱され、本町はその意味ではファミリー農園もその位置づけかと思うが、本町の水田、畑作、畜産始め、豊富な山菜、漬け物、そして山菜缶詰、乳製品等の加工販売センターを建設、運営を第三セクターで行うなど、特に当別ダム建設地域振興対策の一環と道民の森の集客に一助となる施設を作るべきと考えるので、見解をお伺いしたい。

町長 当別町の観光客は、伊達邸別館、スウェーデンヒルズ、道民の森など各種施設設備に伴い入込数が増加しており、町の生産物を活用した特産品の加工、販売は町内外からも期待されているところであり、今後その実現に向け討して参りたい。



東町団地



【本会議採択】  
◆水田農業確立および新食糧法に関する請願書  
(意見書提出)

請願団体  
当別町農業協同組合

## 第7回定例会

# 請願 陳情

代表理事組合長 伊東 定吉  
西当別農業協同組合  
代表理事組合長 川村 弘司  
当別町農民同盟  
委員長 野村 重蔵  
紹介議員  
田畠 富美男  
堀 梅治  
熊谷 一哉

◆普通河川ガンビ沢川並びに国道三三七号側溝整備に関する陳情書  
(建設常任委員会)

◆高岡六号線改良舗装工事に関する陳情書

## 委員会報告書

### 第7回定例会

### 電化・複線化が望まれる 学園都市線



#### 学園都市線電化・複線化促進 特別委員会中間報告

本委員会は、平成七年六月十三日・九月十三日委員会を開催し、町長・助役担当部課長の出席を求め、説明を聴取り慎重審議の結果、次のとおり中間報告とする。

記

平成五年に本特別委員会が設置され、そして本年六月に委員の構成替えとなり、慎重に審議を重ねているところであります。

利便性を考慮した時間短縮、そして北海道医療大学駅の引き込み線早期完成が見込まれているが、今後一層、電化・複線化について上級官庁に対し、沿線期成会と連絡を密にした要請行動を取りながら、実現に向け最大限の努力をすべきである。

以上、本委員会の中間報告とする。

平成七年九月十三日

議長 谷保 茂一様  
委員長 川村 弘司

## 総務常任委員会

(道内所管事務調査)

日程 8月8日～10日

研修地 静内町・幕別町

テーマ 防災対策・総合計画・税の収納率向上対策・財政状況について

終る



幕別町にて研修風景

(町内所管事務調査)



国営かんがい排水事業現地調査

## 産業常任委員会

(道内所管事務調査)

日程 7月24日～26日

研修地 南幌町・芽室町

テーマ 農業振興対策・農業振興地域制度関係・商工振興について

## 建設常任委員会

(道内所管事務調査)

日程 8月21日～23日

研修地 浦河町・美幌町

テーマ 公共施設等の地震対策・都市計画事業について



美幌町にて街路視察



元町浄水場にて

## 文教厚生常任委員会

(道内所管事務調査)

日程 7月12日～14日

研修地 鹿追町・音更町・更別町

テーマ 「町民ホール」、学童保育関係、文化センター関係、老人保健福祉センターについて

平成7年度の町内・町外各委員会所管事務調査が行われましたので、所管事務調査研修写真に替え報告させて頂きます。

各委員会のそれぞれのテーマに基づき、町内及び他町村の施策の状況等をつぶさに調査したので、本町行政の推進に積極的に役立たせたいと考えています。

# 平成7年度

## 所管事務調査

猪名川町長の歓迎を受けて



### 議会運営委員会

(道外研修視察)

日程 11月6日～9日

研修地 兵庫県猪名川町・京都府木津町

テーマ 議会運営について

### 当別大通整備促進審査特別委員会

(道内研修視察)

日程 10月12日～13日

研修地 江差町

テーマ 大通整備事業の推進について

江差町にて研修風景



### 議会広報特別委員会

(道内研修視察)

日程 6月5日～7日

研修地 七飯町・江差町

テーマ 議会広報の編集について

江差町議会議場にて



## 議会のうごき

10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	文教厚生常任委員会
17	12	12	9	4	2	13	12	11	7	総務常任委員会
20	13	当別大通整備促進審査	(江差町)	議員会研修視察	（愛媛県松前町・高知県土佐佐）	福島県新地町議会来庁	学園都市線電化・複線化促進特別委員会	文教厚生常任委員会	10	猿払村議会来庁
11	11	11	11	11	9	18	22	（札幌市）	10	鹿児島県宮之城町議会来庁
22	16	14	13	10	（20日休会）	第七回定例会	（兵庫県猪名川町・京都府木津町）	管内議長会臨時会	10	鹿追町議会来庁
会	議会広報特別委員会	議会広報特別委員会	議会広報特別委員会	審查特別委員会（14・15日休会）	審査特別委員会（14・15日休会）	第八回臨時会	第九回臨時会	文教厚生常任委員会	10	総務常任委員会
11	11	11	11	11	15	15	15	（兵庫県猪名川町・京都府木津町）	10	学園都市線電化・複線化促進特別委員会運輸省・国会議員陳情
22	16	14	13	10	（江差町）	富良野市議会来庁	豪雪地帯町村議長全国大会	（兵庫県猪名川町・京都府木津町）	27	産業常任委員会
会	議会広報特別委員会	議会広報特別委員会	議会広報特別委員会	審査特別委員会（14・15日休会）	審査特別委員会（14・15日休会）	第八回臨時会	第九回臨時会	文教厚生常任委員会	26	猿払村議会来庁
11	11	11	11	11	15	15	15	（兵庫県猪名川町・京都府木津町）	25	鹿追町議会来庁
22	16	14	13	10	（江差町）	富良野市議会来庁	豪雪地帯町村議長全国大会	（兵庫県猪名川町・京都府木津町）	24	総務常任委員会
会	議会広報特別委員会	議会広報特別委員会	議会広報特別委員会	審査特別委員会（14・15日休会）	審査特別委員会（14・15日休会）	第八回臨時会	第九回臨時会	文教厚生常任委員会	20	猿払村議会来庁



本号は九月定例会の議案審議・一般質問を中心に編集しています。

今年は、当別町と石狩町の境界線が約百年の歴史を重ね、決定致しました。

また、本年十一月一日から新食糧法が施行されており、昭和十七年に公布、施行された食管法が廃止されました。

十一世紀へつなげる努力の成果だと考えます。

本町の基幹産業であり、秋達の主食である米の情勢は一段と厳しいものとなり、今後の農業等への影響を考える時、行政・議会の担う責務を痛感しています。

事故の季節ですので交通事故には細心の注意をはらい、健康で文化的な生活をお過し下さい。

## あとがき